

「障害者雇用の現状と課題」

資料 2 - 1

労働雇用課

障害者支援課

(1) 障害者の定義

障害者とは・・・

障害者基本法第2条において、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされている。

1) 身体障害者とは

身体障害者福祉法第4条において、視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害・肢体不自由等（計12分類）身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものとなっている。

身体障害者手帳は、都道府県知事が身体障害者福祉法に規定する障害程度区分に該当すると認定した者に、最低限必要な援助を受けるため手帳を交付するもの。

2) 知的障害者とは

法律上明確な定義はないが、厚生労働省基礎調査では、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの。」と定義されている。

また、知的障害者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、特別児童扶養手当の支給等、各種援護を受けやすくすることを目的に、障害者からの申請に基づき都道府県知事が療育手帳を交付している。

3) 精神障害者とは

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されていて、対象範囲は広い。

精神障害者は、社会復帰及び自立並びに社会参加の促進を図る目的で、都道府県知事が認定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたり、障害の軽減、社会生活を営むために提供される必要な医療について自立支援医療を受給し、通院・入院している者などがいるが、手帳の交付や自立支援医療を受けていない精神障害者もあり、全体数の把握は困難。

(2) 長野県の障害者の現状

H24.3.31 現在 (単位: 人)

区分	対象者 (a+b+c)	うち生産年齢人口 (15~64歳)	在宅者数 (a)	施設入所者数 (b)	入院者等数 (c)
障害者全体	124,614	46,527	(100,350)	(7,459)	(3,710)
身体障害者	95,626	23,908	87,148	4,997	3,481
知的障害者	15,893	11,873	13,202	2,462	229
精神障害者	13,095	10,746			

*精神障害者について、対象者は手帳交付者数。在宅者数等の内訳は不明、精神の入院・通院者数の総計は31,649人

*障害者全体の()は、精神障害者数が把握されていない項目について、知的障害者と身体障害者の合計数を表記したものの。

(就労関係)

H24.3.31 現在 (単位: 人)

区分	就労者数 (一般・自営)	うち56人以上の事業所 の就労者数	福祉就労者数	有効求職者数
障害者全体	(19,393)	(5,774)	(4,000)	4,464
身体障害者	18,101		1,211	1,898
知的障害者	1,292		2,789	855
精神障害者				1,711

*就労者数(一般・自営)は障害者支援課調べ(H24.3.31現在)

*就労者数(56人以上の事業所)は長野労働局調べ(H23.6.1現在)

*福祉就労とは、障害者福祉サービス事業所などで就労すること。

*有効求職者数(※1)の精神障害者の数値は手帳所持者及び医師の診断等により把握した数(長野労働局調べ H24.3.31現在)

(※1 有効求職者数とは 前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者)

*障害者全体の()は、精神障害者数が把握されていない項目について、知的障害者と身体障害者の合計数を表記したものの。

(3) 障害者の雇用状況 (H23. 6. 1 現在)

(長野労働局 H23. 11. 25 公表)

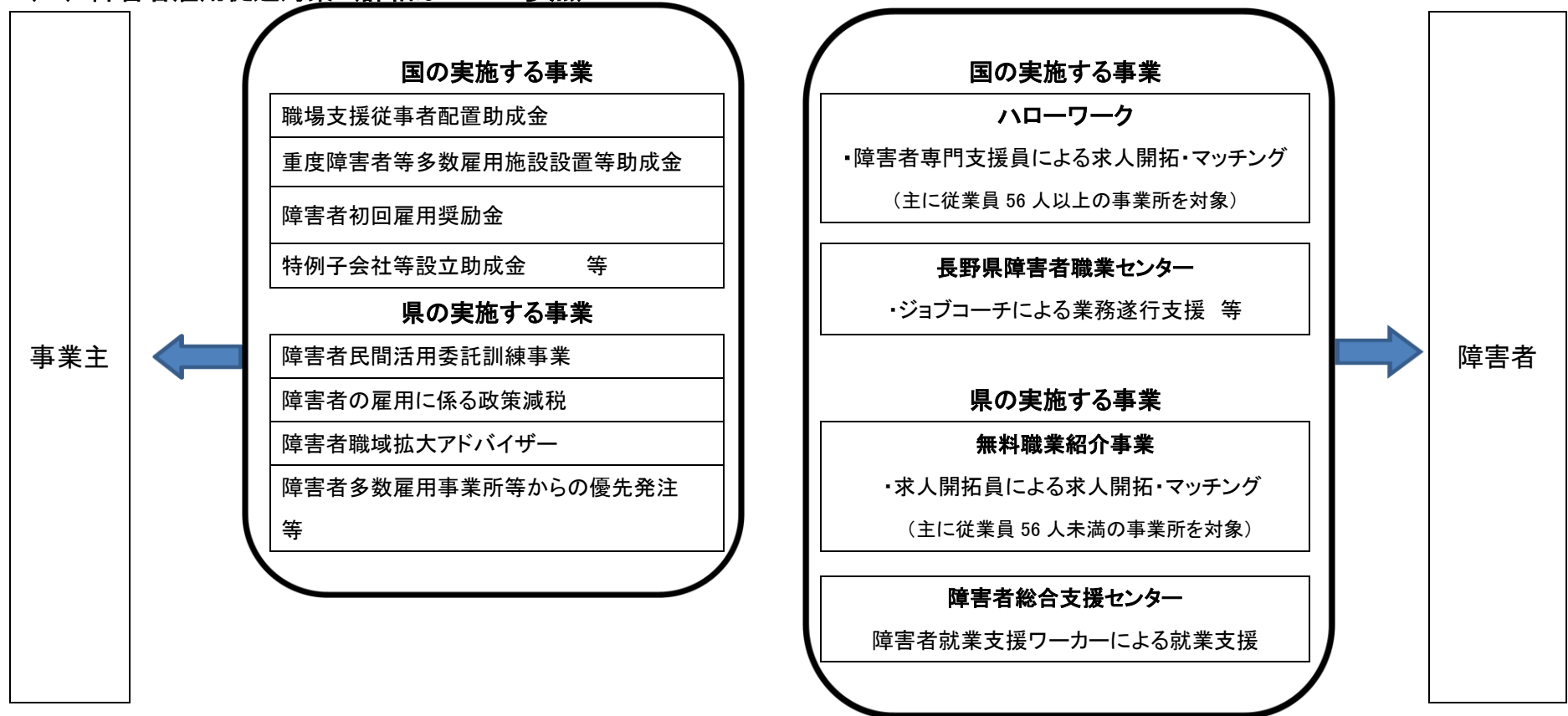
	法定雇用率	雇用率 (H23. 6. 1)	実労働者数 (H23. 6. 1)	法定雇用率達成企業 (機関) 割合
民間企業	1. 8%	1. 82%	4, 850人	57. 0%
県・市町村機関	2. 1%	2. 20%	678人	88. 6%
教育委員会 (県・長野市)	2. 0%	1. 87%	242人	50. 0%
地方独立行政 法人等	2. 1%	0. 42%	4人	50. 0%

(4) 民間企業の産業別雇用状況 (H23. 6. 1 現在) ※実雇用率の高い順

(長野労働局 H23. 11. 25 公表)

産業	企業数	対象常用労働者数	障害者数	1社当たり雇用数	実雇用率	雇用率達成企業割合
計	1, 328社	266, 657. 0人	4, 850. 0人	3. 7人	1. 82%	57. 0%
生活関連サービス・娯楽業	41社	5, 328. 5人	178. 5人	4. 4人	3. 35%	46. 3%
医療・福祉	195社	33, 888. 0人	805. 5人	4. 1人	2. 38%	76. 9%
運輸業・郵便業	64社	8, 507. 0人	175. 5人	2. 7人	2. 06%	53. 1%
製造業	546社	122, 093. 0人	2, 246人	4. 1人	1. 84%	60. 1%
金融・保険業	18社	9, 881. 0人	172. 0人	9. 6人	1. 74%	50. 0%
宿泊業・飲食サービス業	31社	7, 287. 5人	123. 0人	4. 0人	1. 69%	61. 3%
複合サービス事業	25社	12, 323. 5人	207. 0人	8. 3人	1. 68%	52. 0%
サービス業	85社	11, 369. 5人	191. 5人	2. 3人	1. 68%	49. 4%
卸売・小売業	179社	35, 648. 0人	500. 0人	2. 8人	1. 40%	46. 4%
学術研究、専門・技術サービス業	15社	1, 851. 0人	25. 5人	1. 7人	1. 38%	26. 7%
建設業	48社	6, 265. 5人	86. 0人	1. 8人	1. 37%	45. 8%
情報通信業	37社	6, 328. 5人	79. 0人	2. 1人	1. 25%	43. 2%
不動産業・物品賃貸業	15社	1, 935. 5人	24. 0人	1. 6人	1. 24%	40. 0%
教育・学習支援業	16社	2, 733. 5人	26. 0人	1. 6人	0. 95%	43. 8%
その他	13社	1, 217. 0人	10. 5人	0. 8人	0. 86%	38. 5%

(5) 障害者雇用促進対策（詳細は2-2参照）



(6) 今後の障害者雇用に関する変更点

・ 法定雇用率の引き上げ（参考資料 1）

平成 25 年 4 月から法定雇用率が引き上げられることになっている。（民間企業 1.8%[56 人以上]→2.0%[50 人以上]

地方公共団体 2.1%→2.3% 県等教育委員会 2.0%→2.2%）

・ 精神障害者の雇用義務化に向けた検討（参考資料 2）

精神障害者については、現在のところ雇用義務の対象とはなっていないが、厚生労働省の「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」において、精神障害者も雇用義務の対象とする旨の報告がなされている。

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行（平成 25 年 4 月 1 日施行）（参考資料 3）
国や地方公共団体などが障害者就労施設等から優先的に物品や役務の調達を行い、就業している障害者の自立促進に資する。